

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	釜石市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kamaishi.iwate.jp/kurasu/mynumber/index.html

執行機関名 釜石市教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	釜石市育英会に関する条例(昭和31年釜石市条例第8号)による学資の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		釜石市個人番号の利用等に関する条例(平成27年釜石市条例第43号)別表第1第7項、釜石市育英会に関する条例(昭和31年釜石市条例第8号)による学資の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第3条	釜石市育英会に関する条例(昭和31年釜石市条例第8号)第1条、釜石市育英会に関する条例施行規則(昭和31年釜石市規則第6号)第3条
⑥事務の趣旨又は目的	独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	条例第1条 釜石市民である優秀な学生であって、経済的事由により修学の困難な者に対して、学費の貸給とその他育英上必要な業務を行い、有用な人材を育成するために、釜石市育英会(以下「育英会」という。)を設置する。 施行規則第3条 育英会において学資を貸給与する学生は、次の資格を有するものでなければならない。 (1) 高等学校以上の公私立学校に在学し、品行方正学術優秀、身体強健で学資の支弁が困難であると認められる者 (2) 高等学校以上の公私立学校に在学する元軍人及び引揚者の遺家族であって、学資の支弁が困難であると認められる者 (3) 教員志望者であって学資の支弁が困難であると認められる者 (4) 大学卒業後大学院その他において研究する者
⑦独自利用事務の関連規範		釜石市育英会に関する条例(昭和31年釜石市条例第8号)、釜石市育英会に関する条例施行規則(昭和31年釜石市規則第6号)